

## 第19回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和5年12月25日(月)

開催場所 菖蒲総合支所4階第一集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時22分

第19回 久喜市農業委員会総会議事日程

第1 開 会

第2 挨拶

第3 議事録署名委員の指名について

第4 経過報告

第5 会長提出議案上程

議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第95号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第96号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第97号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第98号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

議案第99号 職員の解任について

第6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第7 報告第93号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第94号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第95号 農地法第3条の規定による許可申請取下願について

報告第96号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第97号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第98号 職員の分限処分について

第8 協議事項

第9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 17名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田	孝 行 君
2 番	岸 田	一 男 君	3 番	池 田	庄 司 君
4 番	岡 田	武 君	5 番	川 鍋	優 君
6 番	柴 崎	行 雄 君	7 番	高 橋	眞 一 君
10 番	小 沼	健 司 君	11 番	高 橋	七 海 君
12 番	坂 卷	昭 一 郎 君	13 番	宮 城	与 四 郎 君
14 番	野 口	和 幸 君	15 番	籠 宮	信 寿 君
16 番	坂 卷	泰 子 君	17 番	早 野	公 夫 君
18 番	奈 良	晴 夫 君			

欠席委員 2名

8 番	大 澤	一 樹 君	9 番	渡 邊	敏 男 君
-----	-----	-------	-----	-----	-------

推進委員

久喜 1	平 林	勝 博 君	久喜 4	齋 藤	イ ツ 子 君
久喜 5	内 田	高 司 君	菖蒲 2	伊 藤	克 美 君
栗橋 5	山 野 井	一 夫 君			

事務局

事務局長	田 中	智 也	副主幹 兼係長	村 田	直 洋
主 任	黒 須	一 宏	主 任	松 崎	宣 幸
主 事	横 山	玲 央			

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、定刻となりましたので、第19回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、8番、大澤委員、9番、渡邊委員より欠席のご連絡をいただいております。

初めに、長谷川会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。6番、柴崎委員、7番、高橋委員、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、願います。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回の農業委員会総会より本総会開催前までの経過について、ご報告させていただきます。

総会議案の3ページを御覧ください。報告内容は4件でございます。まず、12月6日、埼玉県農業会議の主催による第2回農業委員会サポートシステム操作研修会が全電通埼玉会館で開催され、村田副主幹が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、12月15日、農林水産省経営局農地政策課の主催による所有者不明農地制度オンライン研修会がウェブにおいて開催され、横山主事が出席いたしました。研修内容は御覧のとおりでございます。

次に、12月20日、埼玉県農業会議主催による女性農業委員等研修会がウェブにおいて開催され、坂巻委員、尾野推進委員、石井推進委員が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、同日、春日部農林振興センター主催による第2回農地調整事務担当者研修会がウェブにおいて開催され、松崎主任が出席いたしました。研修内容は御覧のとおりでございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。今月の経過報告について何か質問がございましたら、お受けします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第94号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第5、議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、願います。

○副主幹兼係長（村田直洋君） まず初めに、本日は資料を追加で皆様の机の上に配付させていただきました。ご確認

いただければと思います。第19回総会追加議案と書かれたものでございます。職員の異動による追加議案の資料となりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の6ページ、申請書番号234302、譲受人、譲渡人ともに外野在住の方となっております。土地の表示につきましては、外野地内の田1筆、101平米でございます。権利の内容は、交換によります所有権の移転で、申請の事由は耕作便利でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を45アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号234303、譲受人、譲渡人ともに外野在住の方となっております。土地の表示につきましては、外野地内の田1筆、101平米でございます。権利の内容は、交換によります所有権の移転で、申請の事由は耕作便利でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を11アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているということでございます。

以上2件について、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（高橋七海君） 11番、高橋です。12月23日に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号234302と234303が隣接した土地になっておりますので、併せてご報告いたします。申請地は、成立学園鷺宮グラウンドから北東に200メートルの住宅地内に位置しております。周囲は、北が駐車場、東が市道、南、西が宅地となっております。農地の状態は、耕作済みでした。世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、許可後も適正に耕作すると思われれます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの高橋委員からの調査報告について質問をお受けします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第95号

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案第95号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第95号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の8ページ、申請書番号232401、申請者は菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑2筆、合計650平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で追認案件でございまして、敷

地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から物置などの農家住宅敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号234401、申請者は東大輪在住の方となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の畑1筆、26平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で追認案件でございまして、敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から倉庫などの敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、9ページ、申請書番号234405、申請者は鷺宮在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷺宮地内の畑2筆、合計563平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で追認案件でございまして、敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から納屋などの住宅敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号234406、申請者は八甫在住の方となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の畑1筆、119平米でございます。申請の内容につきましては、駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。申請人は、現在当該申請地の近隣の敷地において飲食店を営業しておりますが、従業員用の駐車場が不足しているため、自身の所有する当該申請地に新たな駐車場を設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○16番（坂巻泰子君） 16番の坂巻です。12月21日に大澤委員さんと一緒に現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号が232401です。資料は3になっております。場所は、小林小学校から南西に350メートルほどのところ  
です。周囲は、北側が県道、東側が市道、南側が畑、西側が畑になっております。この件につきましては、追認案件  
でありまして、新たな工事を行わないことになっておりますので、周辺に対して被害は及ばないものと思われ  
ます。

以上です。

○11番（高橋七海君） 11番、高橋です。12月23日に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号234401、資料4の申請地です。申請地は、さいたま・栗橋線西大輪交差点から南東に約100メートルの  
住宅地内に位置しております。周囲は、北が宅地、東が宅地、南が市道、西が私道となっております。申請地は、追  
認案件でして、これまでも農地に被害を及ぼしたことがないというところなので、今後も問題ないと思われ  
ます。

続きまして、申請書番号234405、資料5になります。申請地は、鷺宮浄水場から南東に約500メートルの住宅地内  
に位置しております。周囲は、北が宅地、東が市道、南が宅地、西が私道となっております。こちらの案件につ  
きましても追認案件でして、農地に被害を及ぼしたことはこれまでもないため、今後も問題ないと思  
います。

続きまして、申請書番号234406、資料6になります。申請地は、こちらさいたま・栗橋線の八甫交差点から南東に

約300メートルのところの住宅地内に位置しております。周囲は、北が宅地、東が駐車場、南が市道、西が畑となっております。畑の状況は耕作されており、きれいな状況でした。被害防除については、既存のコンクリートブロックを利用することから、周辺農地に被害を及ぼすことがないと思われま

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの坂巻委員、高橋委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第95号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第96号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第96号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第96号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書11ページ、申請書番号231532、譲受人は東大輪在住の方ほか1名、譲渡人は吉羽2丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑1筆、379平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地の前面道路に上下水道管が埋設されており、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつおおむね500メートル以内に2以上の教育施設が存在することから、第3種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市内の賃貸住宅にて生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号231535、譲受人はさいたま市に本店を置き、飲食店を営業している法人となります。譲渡人については、原在住の方となっております。土地の表示につきましては、原地内の田1筆、畑1筆、合計608平米でございます。申請の内容につきましては、賃借権設定によります駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在の店舗については敷地が狭く、駐車場が不足しており、来店される方が路上駐車をしてしまい、近隣住民の方にも迷惑をかけている状況となっております。近隣で土地を探していたところ、現在営業しているところからほど近い農地の所有者から了承を得られたことから、駐車場を新たに設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、12ページ、申請書番号231536、譲受人は白岡市在住の方ほか1名、譲渡人は原在住の方となっております。土地の表示につきましては、樋ノ口地内の畑4筆、合計476.20平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と共に市外の賃貸住宅にて

生活をしておりますが、将来子供ができることを考えると現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号232516、譲受人は菖蒲町菖蒲在住の方ほか1名、譲渡人は三郷市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町菖蒲地内の畑1筆、476平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市内の実家にて生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号232517、譲受人は菖蒲町菖蒲在住の方、譲渡人は神奈川県相模原市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町菖蒲地内の畑1筆、1,012平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります資材置場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地から500メートルに菖蒲消防署があるため第2種農地と判断しております。譲受人は、市内で土木建築業を営んでおり、母が所有する市外の資材置場を利用しているところですが、工事の受注が年々増え、資材置場も狭くなり、また資材置場は10キロ以上離れていることから、作業効率が非常に悪く不便を来しております。今回近隣で土地を探していたところ、現在の事業所からほど近い当該申請地の所有者から了承が得られたことから、資材置場のための敷地を確保することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、13ページ、申請書番号233515、譲受人はさいたま市に本店を置き、不動産業を行っている法人となります。譲渡人については、高柳在住の方ほか10名となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の田22筆、合計7,457平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります貸倉庫を目的とした宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、今後の物流需要の増加のため、新規の貸倉庫建築の敷地を探していたところ、久喜インターチェンジと加須インターチェンジが近いなど、交通アクセスが魅力的な立地である当該申請地の所有者から了承が得られたことから、当該申請地へ新たな貸倉庫を設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、14ページ、申請書番号233520、譲受人は東京都千代田区に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、松永在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、松永地内の畑3筆、合計864平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。公共施設や商業施設からも近い、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は2棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、申請書番号233521、譲受人は大阪府大阪市中央区に本店を置き、太陽光発電事業を行っている法人、譲渡人は佐間在住の方となっております。土地の表示につきましては、松永地内の田1筆、583平米でございます。申請の内容は、所有権移転によります太陽光発電設備のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人である法人は、太陽光発電の設置を手がけており、新たな事業用地を探していたところ、譲渡人より申出があり了承が得られたことから、当該申請地に新たな太陽光発電を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、15ページ、申請書番号234548、譲受人は西大輪2丁目在住の方ほか1名、譲渡人は鷺宮在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷺宮地内の畑1筆、500平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、

おおむね10ヘクタール以上の規模の一団農地の区域内にある当該農地で第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在妻と子供と共に市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上9件、いずれの申請者も立地基準及び賃金、その他信用、農転の確実性など一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小沼健司君） 10番、小沼でございます。12月23日に5番の川鍋委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。今回久喜地区は第5条許可申請が3件ありましたので、続けて発表します。

申請書番号231532番、資料7になります。申請地は、埼玉県立久喜工業高等学校から東に150メートルほどの集落内に位置しております。現況は畑で、きちんと管理されておりました。周囲は、北側が市道、東側が住宅、南側は住宅、西側が住宅となっております。被害防除につきましては、隣接する農地はありませんので、報告はありません。

続きまして、申請書番号231535番、資料8になります。申請地は、江面小学校から南西へ1.5キロメートルほどに位置しております。現況は畑で、きちんと管理されておりました。周囲は、北側が畑、申請地より30センチぐらい高くなっていました。東側が畑、南側が市道、西側が畑となっております。被害防除につきましては、北側と西側の隣接農地境界にはマウントアップをします。東側の隣接農地境界には、土留め板を設置する計画となっております。排水につきましては、駐車場ですので、汚水の流出はないと思います。雨水処理につきましては、砕石を敷いて敷地内で浸透させる計画となっておりますので、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号231536番、資料9になります。申請地は、江面小学校から南西へ1.5キロメートルほどに位置しております。現況は畑で、きちんと管理されておりました。周囲は、北側が住宅、東側が市道、未舗装砂利道でした。南側が主要地方道上尾・久喜線、西側が畑となっております。被害防除につきましては、西側の隣接農地境界にコンクリートブロックを設置する計画となっております。排水につきましては、南側の集落排水管に接続する計画となっておりますので、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

以上3案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断をいたしました。

以上でございます。

○16番（坂巻泰子君） 16番、坂巻です。12月21日に現地調査を行いました。

申請書番号232516、資料は10でございます。現在、菖蒲会館から北へ420メートルほど、周囲は北側が住宅、東側が市道、南側が畑、西側が畑となっております。被害防除につきましては、平場30センチのり面のマウントアップをし、雨水と土砂などの流出を防止いたします。

続きまして、申請書番号232517、資料は11でございます。申請地は、しらさぎ公園から南に100メートル、アミーゴから東に200メートルほどに位置しております。北側が畑、ブロックリーとレンコンなどが作られておりました。東側が道路、南側が星川になっておりました、ちょうど土手のところが道になっておりました。西側が住宅となっております。被害防除については、周囲をコンクリートブロックと土留め板を設置し、隣接の農地に被害を及ぼさないよう、また雨水については宅地内処理といたします。



○18番（奈良晴夫君） 18番、奈良晴夫でございます。12月20日現地調査を行いました。

申請書番号233515、資料は12でございます。申請地は、マクドナルドの栗橋店から北へ400メートルほどに位置しております。周囲の状況ですけれども、北側は市道、東側は水路、南側は国道でございます。被害防除については、開発区域の外周はコンクリート擁壁で囲むことから、周囲の農地、水路等への被害を及ぼすことがないと思われま

す。続きまして、申請書番号233520、資料13です。申請地は、栗橋北彩高校から西へ100メートルほどに位置しております。周囲の状況ですけれども、北側は市道、東側も市道、南側は住宅、西側は住宅と農地でございます。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております。また、排水については、合併浄化槽を設置し、申請地北側の道路側溝へ接続する計画となっており、周囲の農地へ被害を及ぼすことはないと思われま

す。続いて、申請書番号233521、資料14でございます。申請地は、カインズモール大利根店から東へ100メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、北側は農道、東側は農地、南側は道路、西側は農地でございます。被害防除につきましては、隣接農地との境界はマウントアップを施し、雨水は宅内浸透とすることから、周囲の農地へ被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上3件につきましては、申請内容及び現地の状況から、許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

○11番（高橋七海君） 11番、高橋です。12月23日に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号234548、資料15になります。申請地は、鷲宮浄水場から南東に約400メートルの住宅地内に位置しております。周囲は、北が市道、東が畑、南が宅地、西が宅地となっております。農地の状態は、きれいに除草されておりました。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、排水につきましては合併浄化槽を設置する計画となっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま4人の委員からの調査報告について質問をお受けします。

岸田委員。

○2番（岸田一男君） 1点教えていただきたいのですけれども、233515ですか、高柳地内の7,457平米、貸倉庫とありますね。農業振興地域外ですから農用区域かぶっていないのだと思うのですけれども、これ農業委員会の審査なので、農地法上問題ないと思うのです。都市計画法上、なぜ貸倉庫が何でできるのか教えてもらいたい。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主事（横山玲央君） 事務局の横山です。所管は都市計画課となりますが、当該農地につきましては都市計画法第34条第12号の産業系の指定区域内にございまして、用途は物流となっております。そのため貸倉庫ができるということです。

以上です。

○2番（岸田一男君） ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに質問はございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第96号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

[賛成者挙手(全員)]

○会長(長谷川 勲君) 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第97号

○会長(長谷川 勲君) 続きまして、議案第97号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

なお、菖蒲94番、95番につきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略します。

また、久喜45番については議事参与の制限がございますので、これを除いて説明いただきます。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長(村田直洋君) それでは、議案第97号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の17ページから27ページまでになります。今月、久喜45番を除き62件の申出を受けておまして、うち新規案件21件でございます。それでは、久喜45番を除いて新規案件についてご説明させていただきます。

初めに、17ページ、申請書番号、久喜37、38は借手が同じため一括して説明させていただきます。利用権を設定する農地が、北青柳ほか市内の畑3筆、合計1,720平米でございます。借手は北青柳在住の方、貸手は北青柳ほか在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、普通畑2年8か月間ほかを予定しているものでございます。

続きまして、18ページ、また21ページ、23ページ、申請書番号、久喜の43番、44番、58番から65番まで、借手が同じため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地が、六万部地内の田9筆、畑11筆、合計1万6,090平米でございます。借手が上清久在住の方、貸手は上清久ほか在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稲作付5年間ほかを予定しているものでございます。

続きまして、25ページ、申請書番号、菖蒲の84番、利用権をする農地が菖蒲町菖蒲地内の田3筆で、合計1,982平米でございます。借手、貸手ともに菖蒲町菖蒲在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稲作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲85番、利用権をする農地が菖蒲町新堀地内の田1筆、945平米でございます。借手、貸手ともに菖蒲町新堀在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稲作付7年間を予定しているものでございます。

続きまして、26ページ、27ページ、申請書番号、菖蒲の87番から91番までは、借手が同じため一括して説明させていただきます。利用権をする農地が菖蒲町柴山枝郷ほか地内の畑21筆、合計8,367平米でございます。借手が菖蒲町柴山枝郷に住所を置く法人、貸手は菖蒲町柴山枝郷在住の方となっております。設定する利用権が貸借権の設定、普通畑5年間、賃借料が反当たり5,000円を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、栗橋16番、17番は、借手が同じため一括して説明させていただきます。利用権をする農地が高柳地内の畑1筆、田2筆、合計3,827平米でございます。借手は加須市に住所を置く法人、貸手が加須市ほか在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、普通畑10年間ほかを予定しているものでございます。

以上、今月の新規案件の説明でございます。今月の利用権設定面積が久喜45番を除いて、新規、再設定を合わせて217筆、15万2,351.3平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思います。

初めに、久喜37番、38番の借手につきましては、久喜5地区の内田推進委員よりお願いします。

○久喜5（内田高司君） 今回利用権を設定する農地の借手の方は、北青柳にお住まいの方です。現在は水稲等1,336アール耕作しており、全て良好に管理されております。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動をされております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、久喜43番、44番、58番から65番の借手につきましては、久喜1地区の平林推進委員よりお願いします。

○久喜1（平林勝博君） 平林です。今回利用権を設定する農地の借手は、上清久にお住まいの方でありまして、資料にも書いてあるように、耕地面積、現在耕作しているところが1,288アールです。12ヘクタール程度なのですが、それに対して今回新規に利用権設定する面積が20筆、162アールぐらいなのですが、全体として1割ぐらい、現状耕作面積に対して増えるかなというところなのです。かなり大々的にやっておりますので、地域の中心となる担い手として営農活動をされていると考えられます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲84番の借手につきましては、事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 菖蒲84番、借手の方は前の推進委員の方でいらっしやいまして、現在水稲及び野菜を172アール耕作しております。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動されていると推進委員のほうから報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲85番の借手につきましては、菖蒲2地区の伊藤推進委員よりお願いします。

○菖蒲2（伊藤克美君） 菖蒲2の伊藤です。今回農地の利用権を設定した人は、借りている人が菖蒲町新堀にお住まいの方で、水田を約10町近く個人でやっていて、それに小麦を大体4町近くやっているような人ですから、私もこの人はよく知っていらっしやいまして、管理とか、そういうもので間違いなく、問題はないと思います。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲87番から91番の借手につきましては、坂巻委員よりお願いします。

○16番（坂巻泰子君） それでは、今回利用権を設定する農地の借手の方は、柴山枝郷の法人の方でございます。現在野菜を74アール耕作しておりまして、全て良好に管理されております。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動をされておりますので、問題ないと思われま。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、栗橋16番、17番の借手につきましては、栗橋5地区の山野井推進委員よりお願いします。

○栗橋5（山野井一夫君） 栗橋5地区の農地利用最適化推進委員の山野井でございます。11月27日に、長谷川会長、そして私、借手の方と、あと事務局の方で、新規利用権設定を伴う面談をさせていただきました。借手の方は、加須市在住で、9年前より加須市を中心に水稲栽培をしている法人でございます。耕作に必要な農機具や栽培技術は全て

備わっているものと、面会において聞くことができました。また、借手はこれからの久喜市の栗橋地区において集積をしていきたいという考えをお持ちのようでございます。

以上のことから、借手は利用権を設定する農地を適正に耕作していくものと考えておりますので、よろしいかと思えます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で、久喜45番を除く新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、久喜45番を除き、議案第97号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

次に、久喜45番に移ります。

農業委員会等に関する法律に規定する議事参与の制限により、川鍋委員さんにおかれましては暫時ご退席願います。

〔5番 川鍋 優君退席〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案について事務局に説明いたさせます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書18ページ、申請書番号、久喜の45番、利用権を設定する農地が下早見地内の田21筆、合計1万746.04平米でございまして、借手は下早見在住の方、貸手は群馬県伊勢崎市在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、久喜45番の借手につきましては、久喜4地区の齋藤推進委員にお願いします。

○久喜4（齋藤イツ子君） 齋藤です。よろしく申し上げます。

今回利用権を設定する農地の借手の方は、久喜市下早見にお住まいの農業委員をされている方です。現在は、水稻を813アール耕作しており、全て良好に管理されております。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動をされております。農業委員として信頼も厚く、地域の関係もよく、地域の中心となる担い手としての営農活動をしています。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、久喜45番について原案に賛成の方、挙手願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

川鍋委員の入室を認めます。

〔5番 川鍋 優君着席〕

◎議案第98号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第98号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案についてを上程します。  
事務局に説明を求めます。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第98号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、議案書の29ページ、初めに菖蒲15番、設定を受ける農地が菖蒲町柴山枝郷地内の畑9筆、合計4,602平米でございます。借手の方は、東京都中央区に事務所を置く法人で、現在野菜を合計1,115アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定で、普通畑6年間、賃借料は反当たり5,000円となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第98号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎議案第99号

○会長（長谷川 勲君） それでは、追加議案に入ります。

本日は追加議案が1件ございます。お配りしてある追加議案書を御覧になってください。

議案第99号 職員の解任についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹係長（村田直洋君） 本日お配りさせていただいた追加議案書、こちらを御覧ください。2ページになります。

議案の内容につきましては、12月31日付の人事異動により人事案件でございます。解任をお願いした1名を記載させていただきました。職員の任免に係る取扱いにつきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項において、職員は農業委員会が任免するという規定がございますので、総会に追加議案として上程をさせていただいたものでございます。表記の者につきましては、12月31日をもって退職となります。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、議案第99号 職員の解任について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長代理（木村信一君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、報告に入ります。

議案書31ページ、農地法第4条の届出でございます。今月は、1件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、33ページから36ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月は、11件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、38ページ、農地法第3条の許可申請取下げについてでございます。今月は、取下願が1件提出されております。こちらにつきましては、農地法第3条許可申請書が提出されましたが、申請受理後に申請者の都合により取下願が提出されたものでございます。

続きまして、40ページから44ページまで、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月7件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、46ページから48ページまで、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は7件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、49ページ、職員の分限処分についてでございます。職員の任免に係る取扱いについては、農業委員会等に関する法律に、職員は農業委員会が任免するという規定があり、それには職員に対する戒告、減給、停職、休職等の処分も含まれており、該当する職員がおりますので報告します。処分内容は休職で、先月の総会でも分限処分の報告をさせていただきましたが、今回病気療養期間が延びることにより、その期間について久喜市職員分限懲戒審査委員会から分限休職処分が適当との報告がなされ、その報告を踏まえ地方公務員法の規定に基づき分限休職処分としたものです。休職の期間は、主治医の診断によるものでございます。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第8、協議事項に入ります。

今回は、あらかじめ協議事項ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員の皆様からこれに関して何かございましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かご

ございましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時22分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和5年12月25日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 柴 崎 行 雄

署 名 委 員 高 橋 眞 一